

衆議院 議院 運営委員会 議 録 第十四号

令和三年三月五日(金曜日)

午後五時三十分開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

古賀 篤君 武部 新君

藤丸 敏君 原口 一博君

日吉 雄太君 塩川 鉄也君

遠藤 敬君 浅野 哲君

議長

大島 理森君

副議長 赤松 広隆君

事務総長 西村 康徳君

岡田 憲治君

委員の異動

三月四日

遠藤 敬君 補欠選任 浦野 靖人君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

同日 浦野 靖人君 補欠選任 遠藤 敬君

本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間
延長の事前報告に関する件
次回の本会議等に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。
この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について、西村國務大臣から事前報告を聴取いたします。西村國務大臣。
○西村國務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。
本年一月七日、新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の四都府県を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして緊急事態宣言を發出し、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の七府県を追加いたしました。
その後、栃木県を二月八日から除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を十都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を三月七日まで延長いたしました。
三月一日から、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の四都府県に変更いたしました。
この首都圏の四都府県について、直近の感染状況や医療提供体制の状況を見ますと、ステージ3相当以下となっておりますが、ステージ3ぎりぎりの指標もあることから、特に医療提供体制に対する負荷を軽減するため、緊急事態措置を引き続き実施し、対策の徹底を図り、病床使用率が安定

的に下がることを見極め、ステージ3相当を確実になものとする必要がありま。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態措置を実施すべき期間を三月二十一日まで延長することについてお諮りし、御了承をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、四都府県の緊急事態宣言の期間延長を決定したいと考えております。あわせて、感染の再拡大を防止するための取組も進めてまいります。
今後とも、国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。松本洋平君。

○松本(洋)委員 自由民主党の松本洋平です。冒頭、新型コロナウイルスによって亡くなられた皆様の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、この困難に立ち向かっている全ての皆さんに感謝と敬意を表したいと思います。
さて、二度目の緊急事態宣言発令以降、政府の方針に自治体や各事業者、国民の皆様への御協力をいただき、感染者数の減少や病床使用率の低減など、状況は改善しています。一方、誰もが、一日も早くふだんの日常を取り戻したい、そのように願う中、宣言の再延長を首都圏の都三県でせざるを得なくなりました。大変に残念なことでありま。

今回の宣言延長によって、国民の皆様には不自由な生活を、事業者の皆様には更なる協力を願うことになりま。国民の理解と協力なくして緊急事態宣言を奏効あるものにするにはできない、そうした観点から、以下、一括して質問をいたします。

一点目。一月七日の衆議院の議院運営委員会におきまして、西村大臣は、様々な指標がある中、一例として、東京都は新規感染者数が五百人を下回ることを解除の一つの目安として示されました。今回、更なる再延長を決定した理由は何か。また、二週間の延長とする根拠は一体何なのか、確認をいたします。
二点目。緊急事態宣言解除後のリバウンドを懸念する声があります。宣言解除後を見据えて、リバウンド対策が必要と考えますが、どのような対応を行うのでしょうか。特に、今回の延長において、医療体制の逼迫が続いていることが大きな要因となっていると理解していますが、どのように医療体制の確保に向けた取組を行うのでしょうか。これまでの実績を含めて、確認をいたします。

三点目。これまでの緊急事態宣言によって、事業者は大変厳しい状況に置かれていますが、更なる宣言の延長は、これに追い打ちをかけることになりま。また、緊急事態宣言による経済への影響は、地域的にも、時間的にも、広く長く影響が出てまいります。

そうした観点に加えまして、支援策につきましては、二月の新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議におきまして、「経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、要請に十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること」とされております。これらを踏まえました支援策の検討状況を確認いたします。

四点目。当初二月七日までであった緊急事態宣言

ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いたします。

西村大臣、まず一問質問いたします。

この緊急事態宣言下におきまして、飲食店の方々、そして国民の皆様、また協力金の支援を受けられない幅広い業種の皆様の理解の下で、かなり感染者数を減少させることができていますが、ここに来てこの減少傾向に鈍化が見られています。原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のとおり、減少傾向は鈍化をしております。幾つか要因があるというふうな分析をされておりますけれども、例えば、夜間の人流が少しまた増えてきていること、それから、各地で若年層の感染者数の下げ止まり傾向が出てきております。このところ、若い方々の感染は、十二月は多かったんですけども、その後、一月、二月、かなり減ったんですけども、むしろ高齢者の方が感染者が多かったんですけど、ここに来て若い人たちの感染も少し増えてきています。下げ止まり感が出てきています。

それから、これが大きな一つですけれども、高齢者施設でのクラスターが継続的に発生をしております。一都三県、緊急事態宣言をやったほかの地域も含めて、高齢者施設の従事者の皆さんに全員検査を行うということで計画を立てておられて、もう既にスタートしております。三月中にそれをやるということでもありますので、こういつたことによつて、何とかこの鈍化傾向を抑えていければというふうな考えているところであります。

いずれにしても、引き続き、テレワーク七割であるとか、あるいは二十時の時短とか、またお願いもしていければというふうな考えているところであります。

○浅野委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたような、これまでに見えてこなかった原因というのが一つ一つ明らか

に出てきていると思えますけれども、やはり今、減少傾向が鈍化する中で、ここから更に下げざるを得ない、そういった明確なターゲットの対象に当たる方々に対して、しっかりとその必要性を理解していただくことが必要だと思っております。是非その原因の分析結果を国民の皆さんに周知していただきたい。お願いたします。

そして、次の質問ですが、これから緊急事態宣言解除後の再拡大防止に向けてモニタリング検査というのを行うというふうになっておりますが、このモニタリング検査の実効性について、大臣から御説明をいただきたいと思えます。

○西村国務大臣 解除後の再拡大を防ぐために、無症状の方々に繁華街などで検査を行っていたら、それで再拡大の兆しをつかもうというものであります。

既に解除しました栃木県において、先週一週間で五百三十六件の検査を実施しまして、陽性率はゼロでありましたが、今週末また六百件やります。先般解除した大阪などの六府県についても、今週末から数百件規模から始めて、繁華街、町中、あるいは事業所や大学なども、協力していただければいいところはやるうと思っておりますけれども、順次開始をして、トータルで全国で一日一万件程度はこの兆しをつかむための検査をやりたいと思っております。

そして、その上で、この検査のデータと、行政検査で、症状がある人のデータも、あるいは濃厚接触者のデータも出てきます。民間検査機関も行ってありますので、そのデータも連携していただければ、そして更に言えば、SNS上で様々なつぶやき、最近ではカラオケというつぶやきがちよつと増えているんですけども、先ほどの若い人の感染が増えている一つの要因かもしれませぬが、熱があるとか、そういう人が出てきていますとか、そういったつぶやきも併せて人工知能を使つて分析をして、再拡大の兆しをつかみ、つかめば、クラスター対策をやるなり、あるいは、特措法でお認めいただいた蔓延防止等重点措置を機

動的に活用するなり、再拡大を防いでいきたいというふうな考えているところであります。

○浅野委員 今大臣がおっしゃっていただいたような考え方、言い方を交えれば、広範にわたるモニタリング検査を実施した上で、必要に応じてすけれども、集中的に行動規制とワクチン接種を組み合わせることで再拡大を抑える。

これは、基本的には正しい選択だと思えますが、世界を見ると、スケールが全く違うんです。アメリカやドイツ、フランス、オーストラリアでは、既に国民に無料の検査を行っておりますし、イギリスやデンマークでも大規模な検査を実施しています。イギリスは、二千万回分の無料検査、もう確保しているという報道もあります。

ですから、日本が一日一万件と聞くと、規模が大きいように見えるんですが、世界はもつと大規模に、そして集中的に行っている。お金と人がかかるんだつたら、やはりこういうところに集中的にかけるべきだというふうに思いますが、是非これからの具体的な行動計画の中で検討していただきたいと思います。

最後に、もう時間が来てしまいましたが、協力金の話。

もうお願いで終わらせていただきますが、政府の中でも事業規模に応じた協力金の在り方の検討が始まったというふう聞いております。国民民主党も、本日、議員立法を提出させていただきました。この内容も十分に加味していただきながら、今後の在り方について御検討していただくことをお願い申し上げます。私からの質問を終わります。

ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次に、今回の本会議の件についてありますが、今回の本会議は、来る九日火曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後六時十四分散会